

各 位

笠岡信用組合

不祥事件発生についてのお詫び

この度、弊組合において下記の不祥事件が発生いたしました。大きな社会的役割を担い、信用を第一とし高い倫理観が求められる金融機関として、かかる事態を招いたことは、役職員一同、厳粛に受け止め、深く反省いたしております。

被害に遭われたお客さまをはじめ、日頃から弊組合をご愛顧いただいておりますお客様、地域の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけすることとなり、心より深くお詫び申し上げます。

今後、再発防止策ならびに役職員への教育を徹底することにより、役職員一丸となって、信頼回復に向けて全力で取組んで参ります。

記

1.事件の概要

(1)事 故 者:元職員

(2)事故発生店舗:倉敷支店

(3)事故発生期間:① 令和元年 8 月 26 日～令和元年 9 月 6 日

② 平成 31 年 1 月 31 日～令和元年 8 月 31 日

(4)事 故 金 額:① 20,940,864 円(事故金額のうち、手数料 864 円を差し引いた 20,940,000 円を浮貸しておりました)

② 439,549 円

(5)事件の概要

①事故者の元職員は、令和元年 8 月 26 日～9 月 6 日の間に 3 者のお客様の預金を引出し、他の 2 者のお客様へ浮貸し(*)しておりました。

事件が発覚して以降、内部監査部及び総務部が事件の全容解明に向けて調査を行ってきました。なお、被害額については、事故者親族によって既に全額弁済されており、実損はございません。

*「浮貸し」とは、金融機関の職員がその地位を利用し、自己又は当該金融機関以外の第三者の利益を図るために、金銭の貸付、金銭の貸借の媒介、債務保証をすることをいいます。金融機関の信用を損なう行為であり、出資法により禁止されています。

②事故者の元職員は、平成 31 年 1 月 31 日～令和元年 8 月 31 日の間、2 者のお客様の借入金の約定返済分を一部又は全部、自己資金で立替払いしておりました。

2.被害を受けられたお客様への対応

ご迷惑をお掛けしましたすべてのお客様には、横領の事実をお伝えし、お詫びを申し上げたうえで、横領金につきましてはすべて返済し、適正な事務手続きを終えております。

3.監督官庁への届出等

事件発覚後、直ちに岡山財務事務所に報告を行いました。

4.警察への報告

警察に対しても速やかに相談いたしました。

5.事故者の処分

事故者は9月17日付で懲戒解雇処分といたしました。

また、理事長を含む関係役職員についても、幣組合の規程に則り厳正な処分を行いました。

6.再発防止と今後の対応

弊組合は、今回の不祥事件の発生を厳粛に受け止め、このような事態を二度と起こさないよう、不祥事件対策委員会や理事会等で事実関係の調査、発生原因の分析を徹底的に行い、抜本的な再発防止策を策定し、法令遵守態勢及び内部管理態勢の充実・強化を図り、役職員一丸となって、信頼回復に向けて全力で取組んで参ります。

なお、本件に関してお気づきの点がございましたら、下記にお問合せいただきますようお願い申し上げます。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

担当部署:総務部

担当役員:岸 本

担当者:三 島

電話番号:0865-62-3103

受付時間:平日 午前9時から午後5時まで